

独立行政法人国立公文書館業務方法書（案）新旧対照表（抄）

（変更部分のみ / 傍線部分は改正箇所）

変 更 後	変 更 前
<p><b>独立行政法人国立公文書館業務方法書</b></p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 適用 （略）</p> <p>改正 平成 27 年 4 月 1 日 適用</p> <p><u>改正 令和 5 年 月 日 適用</u></p> <p>（歴史公文書等の保存及び利用に関する研修）</p> <p>第 8 条 館は、歴史公文書等を適切に保存し、利用に供するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるため、国の機関及び独立行政法人等の担当者等に対して研修を行う。</p> <p><u>（アーキビストの認証）</u></p> <p><u>第 8 条の 2 館は、歴史公文書等の適切な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するため、アーキビストの認証業務を行う。</u></p>	<p><b>独立行政法人国立公文書館業務方法書</b></p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 適用 （略）</p> <p>改正 平成 27 年 4 月 1 日 適用</p> <p>（歴史公文書等の保存及び利用に関する研修）</p> <p>第 8 条 館は、歴史公文書等を適切に保存し、利用に供するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるため、国の機関及び独立行政法人等の担当者等に対して研修を行う。</p>

附則

この改正は、令和 5 年 月 日から施行する。